

石狩北部地区消防事務組合公示第 1 号

平成 28 年石狩北部地区消防事務組合公示第 2 号の規定により、石狩北部地区消防事務組合競争入札参加資格審査の中間受付について、次のとおり定める。

平成 29 年 12 月 22 日

石狩北部地区消防事務組合
管理者 田 岡 克 介

第 1 資 格

1 基本的資格要件

石狩北部地区消防事務組合が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき競争入札への参加を排除されている者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 自己、自社もしくは第三者の不当の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団、暴力団員または上記イからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - カ 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または上記イからオまでのいずれかに該当する者がいる法人
 - キ 入札に参加する個人から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または上記イからオまでのいずれかに該当する者である場合における当該個人
 - ク 暴力団員または上記イからオまでのいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している者
- (4) 石狩市、当別町、新篠津村内に事業所を設置している者については、審査基準日の属する年度の直前 2 年度において法人市町村民税又は市町村民税と固定資産税（固定資産税に関しては市町村内に会社名義で課税されている土地及び建物を所有している者のみ）を滞納して

いる者

- (5) 審査基準日（平成30年1月1日。以下同じ。）において、法人税又は申告所得税（個人事業主の場合）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

2 契約の種類による資格要件

次の契約については、基本的資格要件に加えてそれぞれに掲げる要件に該当すること。

(1) 建設工事の請負契約

- ア 審査基準日において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前2年度の決算（直前2年度の決算期間が24月に満たない場合は直前の決算日以前の24月）において完成工事高を有していること。
- ウ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、審査基準日の直前2年度分の決算により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する事項の審査を受けていること。

(2) 浄化槽工事の請負契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日において浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく登録を受けていること又は同法第33条第3項の届出をしていること。
- ウ 審査基準日において浄化槽法第2条第10号の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること。

(3) 物件の製造（印刷に係るものを除く。）の請負契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 資本金が300万円以上又は従業員が10人以上であること。

(4) 建築物の設計に係る契約

- ア 審査基準日において、建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所についての登録を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りではない。
- イ 審査基準日の直前決算において売上高を有していること。
- ウ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(5) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前決算において売上高を有していること。
- ウ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(6) 測量に係る契約

- ア 審査基準日において測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前決算において売上高を有していること。
- ウ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(7) 印刷物の製造又は物品の購入及び業務委託に係る契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (8) 除雪業務に係る契約
 - ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - イ 資本金が300万円以上又は従業員が5人以上であること。
 - ウ 除雪業務に必要な機械等を有していること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次の各号のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合及び協業組合のうち、企業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者であった者が構成員の過半数を占めているとき。

4 資格の有効期間

平成30年2月1日から平成31年3月31日までとする。

第2 資格の消滅

資格者が次の各号の1に該当したときは、当該資格者の資格は消滅する。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項各号の1に該当し、競争入札等への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可・免許、登録等を取消されたとき。
- (4) その他第1の2に定める資格要件のいずれか又は第1の3の各号に定める要件を欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法等

1 申請時期

- (1) 平成30年1月15日（月）から平成30年1月19日（金）までとする。
 - 受付時間 午前9時00分から12時00分まで
 - 午後1時00分から5時00分まで
- (2) 共同企業体に係る申請時期は、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (3) 中小企業等協同組合及び協業組合が経済産業局長の行う官公需の受注に係る適格組合証明を受けたときは、当該証明を受けたときとする。
- (4) 中小企業等協同組合又は協業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは、当該企業組合が設置されたときとする。

2 申請の方法

消防本部総務課から示される申請書類を持参提出することにより行うものとし、郵送は認めない。ただし、登録内容に変更があったときはすみやかに変更届を提出するものとし、その場合においては郵送による提出も認める。

当組合を構成している石狩市・当別町・新篠津村において、競争入札参加資格者の申請・登録をされている者は、当組合に登録されているものとみなすので、申請する必要はない。

3 資格審査の再申請

(1) 競争入札参加資格者又は競争入札参加資格者から営業を相続し、又は譲渡された者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その都度資格審査の再申請を行うものとする。

ア 競争入札参加資格者の営業を相続、合併又は譲渡により移転された場合

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合

ウ 中小企業等協同組合（企業組合に限る。）又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

(2) (1) の申請は、消防本部総務課から示される申請書類を提出することにより行うものとする。